



国民健康保険からの お知らせです

■ 限度額適用認定証などの期限は 7 月末までです。

国民健康保険加入者が医療機関などで診療を受けられた場合、医療機関窓口に「限度額適用認定証」を提示することで、医療費については所得に応じた適用区分の自己負担限度額までの支払いで済む制度です。現在お持ちの認定証の有効期限は7月末までです。



認定証などを提示せずに一部負担金を支払い、高額療養費に該当した場合は、診療の月から3～4ヵ月後に市から「高額療養費支給申請書」をお送りし、医療費の払い戻しがあります。

■ 高齢者受給者証は7月に郵送します

70歳以上の人を対象とした高齢者受給者証は、7月31日迄で有効期限が切れます。8月以降は、前年度所得を基礎として窓口負担割合の見直しを行い、一部負担金の割合（2割または3割）が書かれた高齢者受給者証を7月中に郵送します。

■ 国民健康保険税は7月中旬にお知らせします

国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に郵送します。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯に加入者がいれば世帯主に納税通知書を郵送します。

☎ 保険年金室 ☎ 63 - 7445



「認知症の人と家族の会」 つどい・交流会を開催

日時 7月16日(火) 午後1時30分～4時

場所 名張市役所304会議室

対象 認知症の人とその家族 参加費 200円

※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。

申込不要。認知症の人が参加する場合は、事前に問い合わせ先へ

☎ 地域包括支援センター ☎ 63 - 7833



美旗地域で認知症カフェ (めろんカフェ) を開催

認知症の人やその家族をはじめ、地域の皆さんが気軽に認知症について、知り、学び、考え、つながり、集う場所です。

日時 7月29日(月) 午後1時30分～3時30分

場所 美旗市民センター

参加費 200円

◎どなたでも参加いただけます。申込不要

☎ 美旗まちの保健室（美旗市民センター内）
☎ 65 - 5800



75 歳以上の全ての人へ（一定の障害がある人は 65 歳以上） 後期高齢者医療制度のお知らせ

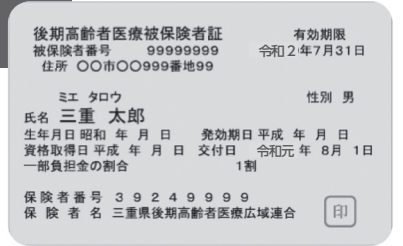
☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 059 - 221 - 6883

☎ 保険年金室 ☎ 63 - 7105

保険証は、若草色からピンク色へ変わります

7月中旬に新しい保険証（ピンク色）を簡易書留郵便で送付します。現在の保険証（若草色）の有効期限は7月31日までです。

8月からは、必ず新しい保険証で診療を受けてください。古い保険証は裁断して破棄するか、保険年金室まで返却してください。



■ 一部負担金の割合（自己負担割合）



- 世帯全員が非課税世帯の人は、通院・入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口へ提示すると、窓口の支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。また入院時の食事代が減額されます。該当する人は、市役所1階保険年金室で申請をしてください。
- ※昨年度認定を受けていた人で、今年度も該当される人には、7月下旬に郵送予定です。
- 8月に入っても送付されない場合は、ご連絡ください。

保険料の計算方法

被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に保険料額と納付方法（原則年金からの天引き）の通知を送付します。



$$\begin{array}{c} \text{1人あたり年間} \\ \text{保険料} \\ \text{（限度額} \\ \text{62万円）} \end{array} = \begin{array}{c} \text{【均等割額】} \\ \text{42,965円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{【所得割額（算出方法）】} \\ \text{（平成30年中の総所得金額等}^{\ast 1} \text{ - 33万円）} \times 8.86\% \end{array}$$

※1「総所得金額等」…各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額など）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みます。ただし、退職所得、遺族年金や障害年金は含みません。

▼各種所得控除（社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除など）は適用されません。

▼保険料を決定する基準日は4月1日（4月2日以降に資格を取得したときは取得した日）です。

次に該当する人は、保険料が軽減されます

- 低所得世帯の人 世帯の所得状況に応じて、下記のとおり均等割額が軽減されます。



【均等割額】の軽減

（同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合算額）

33万円以下	⇒	8.5割減	均等割額 6,444円
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 （その他各種所得がない）	⇒	8割減	均等割額 8,593円
（33万円 + 被保険者数 × 28万円）以下	⇒	5割減	均等割額 21,482円
（33万円 + 被保険者数 × 51万円）以下	⇒	2割減	均等割額 34,372円

均等割額9割軽減の見直しについて

年金収入80万円以下などの要件を満たす人は、これまで特例的に9割軽減していましたが、今年度は8割軽減になります。

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（※2）の被扶養者であった人

所得割は掛かりません。均等割額は資格取得から2年間5割軽減されます。（ただし、低所得世帯の人は8割、8.5割軽減が適用されます。）

該当者には、軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で、軽減措置が行われていない場合は、保険年金室へご連絡ください。

※2 市町村国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

詳しくは、保険証とともに送付される「医療制度のご案内」をご覧ください。